

としま街なかすずらんサポーター実施要綱

令和5年11月28日

総務部長決定

制定 令和5年12月1日

(目的)

第1条 民間団体、趣旨に賛同する事業者、教育機関、区民等と連携して豊島区すずらんスマイルプロジェクトを推進するとともに、生きづらさを感じる若年女性への支援体制を整えることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 街なかすずらんサポーター 若年女性への支援を活動目的に含む民間団体、豊島区すずらんスマイルプロジェクトの趣旨に賛同する事業者、教育機関、区民、その他区長が認める者で、区と連携して若年女性をサポートする意思を表明したもの
- (2) 支援対象 生きづらさを抱える若年女性
- (3) 支援先 区及び民間団体の実施する相談窓口等

(対象除外者)

第3条 次のいずれかに該当する者は、街なかすずらんサポーターになることはできない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等が活動を支配する者
- (2) 公序良俗に反する活動をする者
- (3) その他区長が不相当と認める活動をする者

(役割)

第4条 街なかすずらんサポーターは、それぞれの特性に応じ、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) 豊島区すずらんスマイルプロジェクトの周知、関連情報の発信
- (2) 支援対象の見守り、声かけ、支援先の案内
- (3) 支援対象の居場所の提供
- (4) その他区長が協力を依頼する事項

2 区は前項各号に規定する活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

(登録申請)

第5条 街なかすずらんサポーターとなることを希望する者は、「としま街なかすずらんサポーター登録申請書」(別記第1号様式)を区長に提出する。

(登録証の配付等)

第6条 区長は、前条の規定による登録申請がなされたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、区が管理する名簿(以下、「管理名簿」という。)に登録し、「としま街なかすずらんサポーター登録証(以下、「登録証」という。)」(別記第2号様式)を交付する。

2 管理名簿に登録された街なかすずらんサポーターが、前項に規定する登録証を紛失または汚損・毀損したときは、「としま街なかすずらんサポーター登録証再交付申請書」(別記第3号様式)を区長に提出することで、登録証の再交付を受けることができる。

(登録の変更)

第7条 街なかすずらんサポーターは、第5条の規定による登録申請時の内容に変更があったときは、「としま街なかすずらんサポーター登録変更申請書」(別記第4号様式)を区長に提出しなければならない。

(登録抹消の届出)

第8条 街なかすずらんサポーターは、登録抹消を希望するときは、「としま街なかすずらんサポーター登録抹消届」(別記第5号様式)に「登録証」を添付して、区長に提出するものとする。

2 区長は、前項に規定する届出があったときは、速やかに当該者を管理名簿から抹消する。

(区長による登録抹消)

第9条 区長は、前条の規定にかかわらず、街なかすずらんサポーターが次の各号のいずれかに該当するときは、管理名簿より抹消することができる。

- (1) 第3条各号に掲げる者であることが判明したとき
- (2) 街なかすずらんサポーターとして登録している団体が解散、休止または廃止したとき
- (3) その他区長が登録の抹消を行うことが適切であると判断したとき

(研修)

第10条 街なかすずらんサポーターは、区が実施する豊島区すずらんスマイルプロジェクト関連研修を受講することができる。

(調査)

第 11 条 区長は街なかすずらんサポーターの活動の状況等について必要な調査を行うことができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。